

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和12年12月31日まで)

秋 本 広 第 6 9 号  
令 和 2 年 3 月 3 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察ホームページ広告実施要領の制定について（例規）

秋田県警察ホームページリニューアルに伴い、ホームページに掲載する広告について適正な取扱いを図るため、別添「秋田県警察ホームページ広告実施要領」を制定し、令和2年3月31日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 別添

### 秋田県警察ホームページ広告実施要領

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、秋田県広告事業実施要綱（平成29年11月14日付け総一1153総務部長通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、秋田県警察において管理するホームページ（以下「県警ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

##### 2 定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (2) 所属 秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）第2条第4号に規定する警察本部の課等、警察学校及び警察署をいう。

#### 第2 広告の対象範囲等

##### 1 広告の対象範囲

広告の掲載は、県の事務又は事業に影響を及ぼさず、かつ県警ホームページの用途又は目的を妨げない範囲で行うものとする。

##### 2 広告事業の規制業種

実施要綱第5条第4号のその他県の広告主として不適切と認められるものは、次に掲げる事業とする。

- (1) 銃砲刀剣類を取り扱う事業
- (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業
- (3) その他広告を行う業種として適当でないと認められるもの

##### 3 広告掲載の基準

実施要綱第7条第9号のその他広告事業をすることが適当でないと県が認めるものは、次に掲げる事業とする。

- (1) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (2) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの  
例：「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (3) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの  
例：文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強いもの等
- (4) 実際には機能を有しないもの  
例：入力できないように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- (5) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの  
例：「職員採用情報」等の表現の掲載等

- (6) 秋田県警察（以下「県警察」という。）が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (7) その他県警ホームページにおける広告等の内容として適当でないと認められるもの

#### 4 広告の表現

掲載する広告の表現については、要領で定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティ（使いやすさ）を保持したものとする。

#### 5 広告の掲載期間

広告を掲載する期間は、月を単位とし、広告を掲載しようとする月から翌年の3月末までの間とする。

### 第3 広告の規格等

#### 1 広告の掲載位置

県警ホームページトップページ下部（J a v a S c r i p t の利用を許可している場合は、無作為に1社の広告が別位置に重複して表示する（この広告は、更新の都度、表示が変更するものとする。）。）

#### 2 広告の種類、規格

バナー広告とし、次のとおりとする。

- (1) 大きさは縦65ピクセル×横290ピクセルとする。
- (2) データ容量は15KB以下とする。
- (3) ファイルの種類は「PNG」、「G I F」又は「J P E G」の静止画とする。
- (4) 文字色と背景色のコントラストは十分に取、文字が読みやすくなるよう配慮する。
- (5) 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。
- (6) 広告のA L Tテキストは「広告：」で始まり、「広告：」を除き30文字以内とする。

### 第4 広告の募集及び掲載

#### 1 広告の募集

広告の募集は、原則として県警ホームページにより行うものとする。

#### 2 広告掲載の申込み

県警ホームページへの広告を希望する者は、秋田県警察ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）により広告の掲載を申し込むものとする。

#### 3 広告の掲載

2の掲載申込みのあった広告については、この要領に定めるところに従い、掲載の可否を決定するものとする。

#### 4 広告掲載料

広告掲載料は、広告1枠当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、広告掲載料は広告の掲示費用とし、広告デザイン等広告作成に要する費用は広告主の負担とする。また、掲載期間が1か月に満たない場合は、その月の現日数を

基礎として日割り計算により算出した金額とし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## 第5 広告の決定等

### 1 広告審査会

- (1) 県警ホームページにおける掲載申込みのあった広告の審査、広告主、広告物の内容等の審査を行うため、県警察に秋田県警察ホームページ広告審査会（以下「広告審査会」という。）を置く。
- (2) 広告審査会は、委員長及び委員5人以上で構成する。
- (3) 広告審査会の委員長は警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）をもって充てる。

委員長は、県警ホームページを利用する所属等から委員を指名するものとする。

- (4) 委員長は、審査において必要があると認める場合、関係所属長に調査を依頼し、広告審査会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- (5) 掲載する広告は、次に掲げる順序により選定するものとする。

なお、順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望期間が長いものを優先するものとし、期間にあっても同じときは抽選により決定するものとする。

ア 県の施策と密接に関係する法人及び団体の広告

イ 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告

ウ 公益法人及び公益的団体の広告（ア及びイに掲げるものを除く。）

エ 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告

オ 私企業又は事業を営む個人であって県内に事業所、事務所等を有する者の広告（ア、イ、ウ及びエに掲げるものを除く。）

カ 前各号に掲げるもの以外の広告

- (6) 広告審査会の庶務は、広報広聴課において処理する。

### 2 広告の決定

- (1) 第4の広告掲載の申込みがあった場合、広告審査会の審査を経て掲載の可否等を決定するものとする。
- (2) (1)の規定により掲載する可否を決定したときは、申込者に対し、その決定内容を秋田県警察ホームページ広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は秋田県警察ホームページ広告非掲載決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

。

### 3 広告掲載料の納付

1の規定により広告掲載決定の通知を受けた者は、県警察が指定する期日までに掲載期間に係る広告掲載料を知事が発行する納入通知書により一括で納付しなければならない。

## 第6 広告原稿の作成等

### 1 広告原稿の作成及び提出

広告原稿（画像データ）は、広告主が自己の負担により作成し、指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 県警察は、1の提出された広告原稿（画像データ）の内容及びリンク先の内容が第

2の3に該当しないこと、法令及びこの要領に反していないことを確認しなければならない。

3 県警察は、前項の場合において、提出された広告原稿（画像データ）の内容又はリンク先の内容が適当でないとき、広告主に対し、広告原稿（画像データ）の内容又はリンク先の内容の変更を求めるものとする。

4 県警察は、広告の内容等がこの要領に反すると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の修正等を指示することができる。

5 広告主は、4の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

6 広告主は、事業の実施期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更することができるものとする。

7 広告主は、6の規定により広告を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに秋田県警察ホームページ掲載広告等変更申込書（別記様式第4号）により届け出るとともに、1の規定に準じて広告原稿（画像データ）を作成し、提出するものとする。

8 7の提出された広告原稿は、2、3、4及び5の規定を準用する。

9 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更をしようとする日から起算して10日前までに秋田県警察ホームページ掲載広告等変更申込書（別記様式第4号）により届け出るものとする。

10 9の提出されたリンク先の変更は、第5の規定を準用する。

11 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取下げることができるものとする。

12 広告主は、前項の規定により広告を取下げしようとする場合は、秋田県警察ホームページ広告掲載取下げ申出書（別記様式第5号）により申出するものとする。

13 県警察は、12の申出があったときは、直ちに掲載した広告を取り下げるものとする。

14 県警察は、広告掲載料が納付され、かつ、広告主から提出のあった広告原稿（画像データ）を適当と認めるときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

15 広告原稿（画像データ）の作成については、この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定めるものとする。

## 第7 広告主の責務

広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に係るすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。また、広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

## 第8 広告掲載の取消し

県警察は、次のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

1 法令又はこの要領の規定に反すると判断したとき。

2 その他県警ホームページへの広告掲載が不適切であると判断したとき。

## 第9 その他

- 1 本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、広告主と協議して、解決を図るものとする。
- 2 本要領に定めるもののほか、県警ホームページへの広告掲載について必要な事項は広報広聴課長が別に定めるものとする。

別記様式第1号（第4関係）

秋田県警察ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

秋田県警察本部長 様

（申込者）

住所

氏名

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を  
記入してください。）

（担当者）

氏名

電話

F A X

E-mail

秋田県警察ホームページに広告を掲載したいので、秋田県警察ホームページ広告実施要領の規定により、次のとおり申し込みます。

1 リンク先ホームページの内容

(1) 内容

(2) URL

2 広告の内容

(1) 掲載希望期間（掲載期間は月単位とし、募集する期間内で記入すること。）

年 月 ～ 年 月

(2) 広告（バナー画像）の内容（実際のバナー画像を貼付。別紙添付としても可。）

3 添付書類

(1) 会社概要（業種、業務内容等が記載された資料）

(2) 全ての役員の氏名、ふりがな、生年月日、性別を記載した資料（様式自由）

(3) 秋田県の県税（全項目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税  
証明書

なお、申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- ・ この申込書及び添付書類並びにバナー広告のリンク先として指定するホームページの内容は、事実と相違ありません。
- ・ 秋田県警察ホームページ広告実施要領、仕様書の内容を承諾し、遵守します。
- ・ 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の滞納はありません。

別記様式第2号（第5関係）

秋田県警察ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

秋田県警察本部長  
（警務部広報広聴課）

年 月 日付けで掲載の申込みのありました\_\_\_\_\_様の広告について審査した結果、秋田県警察ホームページに次のとおり掲載することに決定しましたのでお知らせします。

ついては、この広告掲載料を別添納入通知書により納付し、領収証書の写しと掲載する広告バナー画像を 年 月 日（ ）までに警務部広報広聴課に提出してください。

なお、期限までに広告掲載料の納付及び広告バナー画像の提出がない場合は、掲載の決定を取り消すことがあります。

1 掲載する広告

(1) 掲載枠数 枠

(2) 掲載期間

年 月 ～ 年 月

(3) 広告の内容

ア 内容

イ リンク先アドレス http://\_\_\_\_\_

2 広告掲載料

\_\_\_\_\_円（納入通知書により納入下さい。）

納入期限： 年 月 日（ ）

3 広告バナー画像等提出期限

年 月 日（ ）まで

4 承認条件

秋田県警察ホームページ広告実施要領、仕様書の内容を遵守すること。

5 提出・問合せ先

秋田県警察本部警務部広報広聴課 広報係

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号

電話018-863-1111 内線2172、2173

バナー画像送付先： \_\_\_\_\_

別記様式第3号（第5関係）

秋田県警察ホームページ広告非掲載決定通知書

年 月 日

様

秋田県警察本部長  
（警務部広報広聴課）

年 月 日付で掲載の申込みありました\_\_\_\_\_様の広告について審査した結果、次の理由により非掲載とすることに決定しましたのでお知らせします。

非掲載とする理由

秋田県広告事業実施要項第7条（ ）に該当

秋田県警察ホームページ広告実施要領第2の2（ ）に該当

秋田県警察ホームページ広告実施要領第2の3（ ）に該当

別記様式第4号（第6関係）

秋田県警察ホームページ掲載広告等変更申込書

年 月 日

秋田県警察本部長 様

(申込者)

住所

氏名

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を  
記入してください。)

(担当者)

氏名

電話

F A X

E-mail

秋田県警察ホームページに掲載している広告を次のとおり変更したいので、申し込みます。

1 変更内容

区分	画像	リンク先のアドレス
現 行		
変更後		

2 変更理由

3 掲載開始希望日

年 月 日 ( ) から

別記様式第5号（第6関係）

秋田県警察ホームページ広告掲載取下げ申出書

年 月 日

秋田県警察本部長 様

（申込者）

住所

氏名

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を  
記入してください。）

（担当者）

氏名

電話

F A X

E-mail

秋田県警察ホームページに掲載している広告を次のとおり取下げしたいので、申し出ます。

1 現掲載内容

(1) 決定年月日 年 月 日

(2) 掲載枚数 枚

(3) 掲載期間  
年 月 ～ 年 月

(4) 広告の内容

ア 内容

イ リンク先アドレス http://

2 取下げ理由

3 取下げ希望日

年 月 日（ ）から